事　務　連　絡
令和７年３月１０日

各地方整備局　企画部　情報通信技術課長　殿
北海道開発局　事業振興部　デジタル基盤整備課　デジタル基盤整備企画官　殿
沖縄総合事務局　開発建設部　情報通信技術課長　殿

大臣官房 技術調査課
電気通信室 課長補佐

「非常警報設備更新設計歩掛」の試行について

標記について、下記のとおり非常警報設備更新設計歩掛の試行歩掛を作成したので、試行されたい。

記

１．試行内容
　①　非常警報設備更新設計歩掛
　　※詳細は別紙のとおり

２．試行開始時期
　　令和７年４月１日以降に公告を行う案件

担当：大臣官房技術調査課
電気通信室電気通信基準係
真部（80-22376）
村田（80-22377）

別紙

非常警報設備更新設計

1. トンネル非常警報設備更新設計

更新設計の歩掛は、「電気通信施設計業務積算基準　3－6 非常警報設備設計　3－6－2トンネル非常警報設備詳細設計」に下記の補正係数を乗じるものとし、撤去に関する図面、数量計算等を含むものとする。

① 通報･警報設備(火災検知器除く)設計歩掛

<table>
<tr><th colspan="2">直接人件費:n の補正</th></tr>
<tr><th>区分</th><th>計算式</th></tr>
<tr><td>(1)</td><td>

(1本あたりの直接人件費) ＝ C×n

ただし

C の値	条件
1.00	トンネル延長 500m未満 の場合
1.00	トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合
1.45	トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合
1.75	トンネル延長 3000m以上 の場合

</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(2)</td><td>

(1本あたりの直接人件費) ＝ C×n

ただし　既設トンネルでの再利用更新により仮設が必要な場合

C の値	条件
1.30	トンネル延長 500m未満 の場合
1.55	トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合
2.00	トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合
2.50	トンネル延長 3000m以上 の場合

</td></tr>
<tr><td>

ただし　新設トンネルを併設設置後に既設トンネルを通行止めした上で更新を行う等、仮設が不要な場合

C の値	条件
1.10	トンネル延長 500m未満 の場合
1.35	トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合
1.80	トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合
2.30	トンネル延長 3000m以上 の場合

</td></tr>
</table>

[備考]

1.　関係機関との協議資料の作成及び報告書作成は、区分(2)の各業務区分の歩掛に含む。

② 通報･警報設備(火災検知器及び消火器除く) 設計歩掛

<table>
<tr><th colspan="2">直接人件費:n の補正</th></tr>
<tr><th>区分</th><th>計算式</th></tr>
<tr><td>(1)</td><td>

(1本あたりの直接人件費) ＝ C×n

ただし

C の値	条件
1.00	トンネル延長 500m未満 の場合
1.00	トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合
1.45	トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合
1.75	トンネル延長 3000m以上 の場合

</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(2)</td><td>

(1本あたりの直接人件費) ＝ C×n

ただし　既設トンネルでの再利用更新により仮設が必要な場合

C の値	条件
1.30	トンネル延長 500m未満 の場合
1.45	トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合
1.90	トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合
2.40	トンネル延長 3000m以上 の場合

</td></tr>
<tr><td>

ただし　新設トンネルを併設設置後に既設トンネルを通行止めした上で更新を行う等、仮設が不要な場合

C の値	条件
1.10	トンネル延長 500m未満 の場合
1.25	トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合
1.70	トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合
2.20	トンネル延長 3000m以上 の場合

</td></tr>
</table>

[備考]

1.　関係機関との協議資料の作成及び報告書作成は、区分(2)の各業務区分の歩掛に含む。

③ 通報･警報設備(火災検知器)設計歩掛

<table>
<tr><th colspan="2">直接人件費:n の補正</th></tr>
<tr><th>区分</th><th>計算式</th></tr>
<tr><td>(1)</td><td>

(1本あたりの直接人件費) ＝ C×n

ただし

C の値	条件
1.00	トンネル延長 500m未満 の場合
1.35	トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合
1.50	トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合
1.90	トンネル延長 3000m以上 の場合

</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(2)</td><td>

(1本あたりの直接人件費) ＝ C×n

ただし　既設トンネルでの再利用更新により仮設が必要な場合

C の値	条件
1.30	トンネル延長 500m未満 の場合
1.50	トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合
1.95	トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合
2.55	トンネル延長 3000m以上 の場合

</td></tr>
<tr><td>

ただし　新設トンネルを併設設置後に既設トンネルを通行止めした上で
更新を行う等、仮設が不要な場合

C の値	条件
1.10	トンネル延長 500m未満 の場合
1.30	トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合
1.75	トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合
2.35	トンネル延長 3000m以上 の場合

</td></tr>
</table>

[備考]

1. 本歩掛は「①通報･警報設備(火災検知器除く)」又は「②通報･警報設備(火災検知器及び消火器除く)」と同時に行った場合における、火災検知器のものである。
2. 関係機関との協議資料の作成及び報告書作成は、区分(2)の各業務区分の歩掛に含む。

④ 消火栓設備　設計歩掛

<table>
<tr><th colspan="2">直接人件費:n の補正</th></tr>
<tr><th>区分</th><th>計算式</th></tr>
<tr><td>(1)</td><td>

(1本あたりの直接人件費) ＝ C×n

ただし

C の値	条件
1.00	トンネル延長 500m未満 の場合
1.15	トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合
1.35	トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合
1.70	トンネル延長 3000m以上 の場合

</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(2)</td><td>

(1本あたりの直接人件費) ＝ C×n

ただし　既設トンネルでの再利用更新により仮設が必要な場合

C の値	条件
1.30	トンネル延長 500m未満 の場合
1.55	トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合
2.25	トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合
2.80	トンネル延長 3000m以上 の場合

</td></tr>
<tr><td>

ただし　新設トンネルを併設設置後に既設トンネルを通行止めした上で
更新を行う等、仮設が不要な場合

C の値	条件
1.10	トンネル延長 500m未満 の場合
1.35	トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合
2.05	トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合
2.60	トンネル延長 3000m以上 の場合

</td></tr>
</table>

[備考]

1. 本歩掛は「①通報･警報設備(火災検知器除く)」又は「②通報･警報設備(火災検知器及び消火器除く)」と同時に行った場合における、消火栓設備のものである。
2. 関係機関との協議資料の作成及び報告書作成は、区分(2)の各業務区分の歩掛に含む。

⑤ 避難誘導設備(誘導表示板) 設計歩掛

<table>
<tr><th colspan="2">直接人件費:n の補正</th></tr>
<tr><th>区分</th><th>計算式</th></tr>
<tr><td>(1)</td><td>

(1本あたりの直接人件費) ＝ C×n

ただし

<table>
<tr><th>C の値</th><th>条件</th></tr>
<tr><td>1.00</td><td>トンネル延長 500m未満 の場合</td></tr>
<tr><td>1.00</td><td>トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合</td></tr>
<tr><td>1.40</td><td>トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合</td></tr>
<tr><td>1.60</td><td>トンネル延長 3000m以上 の場合</td></tr>
</table>

</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(2)</td><td>

(1本あたりの直接人件費) ＝ C×n

ただし　既設トンネルでの再利用更新により仮設が必要な場合

<table>
<tr><th>C の値</th><th>条件</th></tr>
<tr><td>1.10</td><td>トンネル延長 500m未満 の場合</td></tr>
<tr><td>1.15</td><td>トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合</td></tr>
<tr><td>1.25</td><td>トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合</td></tr>
<tr><td>1.65</td><td>トンネル延長 3000m以上 の場合</td></tr>
</table>

</td></tr>
<tr><td>

ただし　新設トンネルを併設設置後に既設トンネルを通行止めした上で
更新を行う等、仮設が不要な場合

<table>
<tr><th>C の値</th><th>条件</th></tr>
<tr><td>1.10</td><td>トンネル延長 500m未満 の場合</td></tr>
<tr><td>1.15</td><td>トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合</td></tr>
<tr><td>1.25</td><td>トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合</td></tr>
<tr><td>1.65</td><td>トンネル延長 3000m以上 の場合</td></tr>
</table>

</td></tr>
</table>

[備考]

1. 本歩掛は「①通報･警報設備(火災検知器除く)」又は「②通報･警報設備(火災検知器及び消火器除く)」と同時に行った場合における、誘導表示板のものである。
2. 関係機関との協議資料の作成及び報告書作成は、区分(2)の各業務区分の歩掛に含む。

⑥ 避難誘導設備(誘導表示板:内照式) 設計歩掛

<table>
<tr><th colspan="2">直接人件費:n の補正</th></tr>
<tr><th>区分</th><th>計算式</th></tr>
<tr><td>(1)</td><td>

(1本あたりの直接人件費) ＝ C×n

ただし

<table>
<tr><th>C の値</th><th>条件</th></tr>
<tr><td>1.00</td><td>トンネル延長 500m未満 の場合</td></tr>
<tr><td>1.00</td><td>トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合</td></tr>
<tr><td>1.40</td><td>トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合</td></tr>
<tr><td>1.60</td><td>トンネル延長 3000m以上 の場合</td></tr>
</table>

</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(2)</td><td>

(1本あたりの直接人件費) ＝ C×n

ただし　既設トンネルでの再利用更新により仮設が必要な場合

<table>
<tr><th>C の値</th><th>条件</th></tr>
<tr><td>1.30</td><td>トンネル延長 500m未満 の場合</td></tr>
<tr><td>1.75</td><td>トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合</td></tr>
<tr><td>1.95</td><td>トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合</td></tr>
<tr><td>2.65</td><td>トンネル延長 3000m以上 の場合</td></tr>
</table>

</td></tr>
<tr><td>

ただし　新設トンネルを併設設置後に既設トンネルを通行止めした上で
更新を行う等、仮設が不要な場合

<table>
<tr><th>C の値</th><th>条件</th></tr>
<tr><td>1.10</td><td>トンネル延長 500m未満 の場合</td></tr>
<tr><td>1.55</td><td>トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合</td></tr>
<tr><td>1.75</td><td>トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合</td></tr>
<tr><td>2.45</td><td>トンネル延長 3000m以上 の場合</td></tr>
</table>

</td></tr>
</table>

[備考]

1. 本歩掛は「①通報･警報設備(火災検知器除く)」又は「②通報･警報設備(火災検知器及び消火器除く)」と同時に行った場合における、誘導表示板(内照式)のものである。
2. 関係機関との協議資料の作成及び報告書作成は、区分(2)の各業務区分の歩掛に含む。

⑦ 避難誘導設備(換気設備(配管･配線含む)) 設計歩掛

<table>
<tr><th colspan="2">直接人件費:ｎの補正</th></tr>
<tr><th>区分</th><th>計算式</th></tr>
<tr><td>(1)</td><td>

(1本あたりの直接人件費) ＝ C×n

ただし

Ｃの値	条件
1.00	トンネル延長 500m未満 の場合
1.00	トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合
1.20	トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合
1.35	トンネル延長 3000m以上 の場合

</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(2)</td><td>

(1本あたりの直接人件費) ＝ C×n

ただし　既設トンネルでの再利用更新により仮設が必要な場合

Ｃの値	条件
1.30	トンネル延長 500m未満 の場合
1.50	トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合
1.90	トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合
2.40	トンネル延長 3000m以上 の場合

</td></tr>
<tr><td>

ただし　新設トンネルを併設設置後に既設トンネルを通行止めした上で
更新を行う等、仮設が不要な場合

Ｃの値	条件
1.10	トンネル延長 500m未満 の場合
1.30	トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合
1.70	トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合
2.20	トンネル延長 3000m以上 の場合

</td></tr>
</table>

[備考]

1. 本歩掛は「①通報･警報設備(火災検知器除く)」又は「②通報･警報設備(火災検知器及び消火器除く)」と同時に行った場合における、換気設備のものである。
2. 関係機関との協議資料の作成及び報告書作成は、区分(2)の各業務区分の歩掛に含む。

⑧ 避難誘導設備(換気設備(配管･配線含む)(単独設計)) 設計歩掛

<table>
<tr><th colspan="2">直接人件費:ｎの補正</th></tr>
<tr><th>区分</th><th>計算式</th></tr>
<tr><td>(1)</td><td>

(1本あたりの直接人件費) ＝ C×n

ただし

Ｃの値	条件
1.00	トンネル延長 500m未満 の場合
1.15	トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合
1.40	トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合
1.70	トンネル延長 3000m以上 の場合

</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(2)</td><td>

(1本あたりの直接人件費) ＝ C×n

ただし　既設トンネルでの再利用更新により仮設が必要な場合

Ｃの値	条件
1.30	トンネル延長 500m未満 の場合
1.60	トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合
2.00	トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合
2.50	トンネル延長 3000m以上 の場合

</td></tr>
<tr><td>

ただし　新設トンネルを併設設置後に既設トンネルを通行止めした上で
更新を行う等、仮設が不要な場合

Ｃの値	条件
1.10	トンネル延長 500m未満 の場合
1.40	トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合
1.80	トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合
2.30	トンネル延長 3000m以上 の場合

</td></tr>
</table>

[備考]

1. 本歩掛は、換気設備の単独設計のものである。
2. 関係機関との協議資料の作成及び報告書作成は、区分(2)の各業務区分の歩掛に含む。

⑨ その他設備(水噴霧設備) 設計歩掛

<table>
<tr><th colspan="2">直接人件費:n の補正</th></tr>
<tr><th>区分</th><th>計算式</th></tr>
<tr><td>(1)</td><td>

(1本あたりの直接人件費) ＝ C×n

ただし

C の値	条件
1.00	トンネル延長 500m未満 の場合
1.15	トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合
1.35	トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合
1.70	トンネル延長 3000m以上 の場合

</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(2)</td><td>

(1本あたりの直接人件費) ＝ C×n

ただし　既設トンネルでの再利用更新により仮設が必要な場合

C の値	条件
1.30	トンネル延長 500m未満 の場合
1.70	トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合
2.40	トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合
3.00	トンネル延長 3000m以上 の場合

</td></tr>
<tr><td>

ただし　新設トンネルを併設設置後に既設トンネルを通行止めした上で
更新を行う等、仮設が不要な場合

C の値	条件
1.10	トンネル延長 500m未満 の場合
1.50	トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合
2.20	トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合
2.80	トンネル延長 3000m以上 の場合

</td></tr>
</table>

[備考]

1. 本歩掛は「①通報･警報設備(火災検知器除く)」又は「②通報･警報設備(火災検知器及び消火器除く)」と同時に行った場合における、水噴霧設備のものである。
2. 関係機関との協議資料の作成及び報告書作成は、区分(2)の各業務区分の歩掛に含む。

⑩ その他設備(取水設備:対象は消火栓設備) 設計歩掛

<table>
<tr><th colspan="2">直接人件費:n の補正</th></tr>
<tr><th>区分</th><th>計算式</th></tr>
<tr><td>(1)</td><td>

(1本あたりの直接人件費) ＝ C×n

ただし

C の値	条件
1.00	トンネル延長 500m未満 の場合
1.00	トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合
1.25	トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合
1.70	トンネル延長 3000m以上 の場合

</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(2)</td><td>

(1本あたりの直接人件費) ＝ C×n

ただし　既設トンネルでの再利用更新により仮設が必要な場合

C の値	条件
1.30	トンネル延長 500m未満 の場合
1.45	トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合
1.60	トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合
2.10	トンネル延長 3000m以上 の場合

</td></tr>
<tr><td>

ただし　新設トンネルを併設設置後に既設トンネルを通行止めした上で
更新を行う等、仮設が不要な場合

C の値	条件
1.10	トンネル延長 500m未満 の場合
1.25	トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合
1.40	トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合
1.90	トンネル延長 3000m以上 の場合

</td></tr>
</table>

[備考]

1. 本歩掛は「①通報･警報設備(火災検知器除く)」又は「②通報･警報設備(火災検知器及び消火器除く)」と同時に行った場合における、取水設備(消火栓設備用)のものである。
2. 関係機関との協議資料の作成及び報告書作成は、区分(2)の各業務区分の歩掛に含む。

⑪ その他設備(取水設備:対象は水噴霧設備) 設計歩掛

<table>
<tr><th colspan="2">直接人件費:ｎの補正</th></tr>
<tr><th>区分</th><th>計算式</th></tr>
<tr><td>(1)</td><td>

(1本あたりの直接人件費) ＝ C×n

ただし

Ｃの値	条件
1.00	トンネル延長 500m未満 の場合
1.00	トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合
1.25	トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合
1.90	トンネル延長 3000m以上 の場合

</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(2)</td><td>

(1本あたりの直接人件費) ＝ C×n

ただし　既設トンネルでの再利用更新により仮設が必要な場合

Ｃの値	条件
1.30	トンネル延長 500m未満 の場合
1.45	トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合
1.70	トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合
2.10	トンネル延長 3000m以上 の場合

</td></tr>
<tr><td>

ただし　新設トンネルを併設設置後に既設トンネルを通行止めした上で
更新を行う等、仮設が不要な場合

Ｃの値	条件
1.10	トンネル延長 500m未満 の場合
1.25	トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合
1.50	トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合
1.90	トンネル延長 3000m以上 の場合

</td></tr>
</table>

[備考]

1. 本歩掛は「①通報･警報設備(火災検知器除く)」又は「②通報･警報設備(火災検知器及び消火器除く)」と同時に行った場合における、取水設備(水噴霧設備用)のものである。
2. 関係機関との協議資料の作成及び報告書作成は、区分(2)の各業務区分の歩掛に含む。

⑫ その他設備(取水設備:対象は消火栓･水噴霧設備併用)設計歩掛

<table>
<tr><th colspan="2">直接人件費:ｎの補正</th></tr>
<tr><th>区分</th><th>計算式</th></tr>
<tr><td>(1)</td><td>

(1本あたりの直接人件費) ＝ C×n

ただし

Ｃの値	条件
1.00	トンネル延長 500m未満 の場合
1.00	トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合
1.25	トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合
1.90	トンネル延長 3000m以上 の場合

</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(2)</td><td>

(1本あたりの直接人件費) ＝ C×n

ただし　既設トンネルでの再利用更新により仮設が必要な場合

Ｃの値	条件
1.30	トンネル延長 500m未満 の場合
1.50	トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合
1.65	トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合
2.20	トンネル延長 3000m以上 の場合

</td></tr>
<tr><td>

ただし　新設トンネルを併設設置後に既設トンネルを通行止めした上で
更新を行う等、仮設が不要な場合

Ｃの値	条件
1.10	トンネル延長 500m未満 の場合
1.30	トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合
1.45	トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合
2.00	トンネル延長 3000m以上 の場合

</td></tr>
</table>

[備考]

1. 本歩掛は「①通報･警報設備(火災検知器除く)」又は「②通報･警報設備(火災検知器及び消火器除く)」と同時に行った場合における、取水設備(消火栓･水噴霧設備併用)のものである。
2. 関係機関との協議資料の作成及び報告書作成は、区分(2)の各業務区分の歩掛に含む。

⑬ その他設備(水槽設備:対象は消火栓設備)設計歩掛

<table>
<tr><th colspan="2">直接人件費:ｎの補正</th></tr>
<tr><th>区分</th><th>計算式</th></tr>
<tr><td>(1)</td><td>

(1本あたりの直接人件費) ＝ C×n

ただし

Ｃの値	条件
1.00	トンネル延長 500m未満 の場合
1.00	トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合
1.25	トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合
1.90	トンネル延長 3000m以上 の場合

</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(2)</td><td>

(1本あたりの直接人件費) ＝ C×n

ただし　既設トンネルでの再利用更新により仮設が必要な場合

Ｃの値	条件
1.30	トンネル延長 500m未満 の場合
1.40	トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合
1.55	トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合
1.90	トンネル延長 3000m以上 の場合

</td></tr>
<tr><td>

ただし　新設トンネルを併設設置後に既設トンネルを通行止めした上で
更新を行う等、仮設が不要な場合

Ｃの値	条件
1.10	トンネル延長 500m未満 の場合
1.20	トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合
1.35	トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合
1.70	トンネル延長 3000m以上 の場合

</td></tr>
</table>

[備考]

1. 本歩掛は「①通報･警報設備(火災検知器除く)」又は「②通報･警報設備(火災検知器及び消火器除く)」と同時に行った場合における、水槽設備(消火栓設備用)のものである。
2. 関係機関との協議資料の作成及び報告書作成は、区分(2)の各業務区分の歩掛に含む。

⑭その他設備(水槽設備:対象は水噴霧設備)設計歩掛

<table>
<tr><th colspan="2">直接人件費:ｎの補正</th></tr>
<tr><th>区分</th><th>計算式</th></tr>
<tr><td>(1)</td><td>

(1本あたりの直接人件費) ＝ C×n

ただし

Ｃの値	条件
1.00	トンネル延長 500m未満 の場合
1.25	トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合
1.45	トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合
1.90	トンネル延長 3000m以上 の場合

</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(2)</td><td>

(1本あたりの直接人件費) ＝ C×n

ただし　既設トンネルでの再利用更新により仮設が必要な場合

Ｃの値	条件
1.30	トンネル延長 500m未満 の場合
1.45	トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合
1.80	トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合
2.25	トンネル延長 3000m以上 の場合

</td></tr>
<tr><td>

ただし　新設トンネルを併設設置後に既設トンネルを通行止めした上で
更新を行う等、仮設が不要な場合

Ｃの値	条件
1.10	トンネル延長 500m未満 の場合
1.25	トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合
1.60	トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合
2.05	トンネル延長 3000m以上 の場合

</td></tr>
</table>

[備考]

1. 本歩掛は「①通報･警報設備(火災検知器除く)」又は「②通報･警報設備(火災検知器及び消火器除く)」と同時に行った場合における、水槽設備(水噴霧設備用)のものである。
2. 関係機関との協議資料の作成及び報告書作成は、区分(2)の各業務区分の歩掛に含む。

⑮ その他設備(水槽設備:対象は消火栓･水噴霧設備併用)設計歩掛

<table>
<tr><th colspan="2">直接人件費：n の補正</th></tr>
<tr><th>区分</th><th>計算式</th></tr>
<tr><td>(1)</td><td>

（1本あたりの直接人件費）＝ C×n

ただし

C の値	条件
1.00	トンネル延長 500m未満 の場合
1.25	トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合
1.45	トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合
1.90	トンネル延長 3000m以上 の場合

</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(2)</td><td>

（1本あたりの直接人件費）＝ C×n

ただし　既設トンネルでの再利用更新により仮設が必要な場合

C の値	条件
1.30	トンネル延長 500m未満 の場合
1.55	トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合
1.85	トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合
2.10	トンネル延長 3000m以上 の場合

</td></tr>
<tr><td>

ただし　新設トンネルを併設設置後に既設トンネルを通行止めした上で
更新を行う等、仮設が不要な場合

C の値	条件
1.10	トンネル延長 500m未満 の場合
1.35	トンネル延長 500m以上 1000m未満 の場合
1.65	トンネル延長 1000m以上 3000m未満 の場合
1.90	トンネル延長 3000m以上 の場合

</td></tr>
</table>

[備考]

1. 本歩掛は「①通報･警報設備(火災検知器除く)」又は「②通報･警報設備(火災検知器及び消火器除く)」と同時に行った場合における、水槽設備(消火栓･水噴霧設備併用)のものである。
2. 関係機関との協議資料の作成及び報告書作成は、区分(2)の各業務区分の歩掛に含む。